

前橋市手をつなぐ育成会 会則

| | | |
|------------|------|---|
| 第1章 名称と事務局 | 第1条 | 本会は前橋市手をつなぐ育成会という。 |
| | 第2条 | 本会は、事務局を前橋市東上野町459の1前橋市立前橋特別支援学校におく。 |
| 第2章 会 員 | 第3条 | 本会の会員は、個人会員及び、団体会員とする。 2 個人会員は本会の趣旨に賛同する心身障害児（者）、その家族、支援者及び、本会の趣旨に協賛するものとする。 3 団体会員は単位PTA等とする。 |
| 第3章 目的と事業 | 第4条 | 本会は、本市に居住する心身障害児（者）の教育と福祉の向上、福祉思想の普及、会員相互の研修等、諸活動を推進する。 |
| | 第5条 | 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ・特別支援学級、特別支援学校への協力 ・障害福祉サービス事業所等の諸施設への協力と援助 ・社会的啓発 ・関係機関、団体との提携 ・会員の研修と親睦 ・その他、本会の目的達成のため必要なる事業 |
| 第4章 役員その他 | 第6条 | 本会には次の役員及び事務局をおく。 ・会長1、副会長若干名、常任理事若干名、理事若干名、事務局長1、監事2 |
| | 第7条 | 会長、副会長、常任理事、事務局長、監事は理事会で選出し、総会で承認する。 2 理事は、各機関、学校、施設、団体等の代表者(または代表者が推薦する者)等の中より、理事会で選出する。 3 監事を除く役員は全て理事とし、理事会構成員とする。 4 事務局は事務局常任委員及び事務局協力員で構成し、会長が委嘱する。 |
| | 第8条 | 会長は本会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。 3 常任理事は本会の事業計画・報告・予算・決算・役員選任・その他重要事項について審議し、会長に提言を行う。 4 事務局長・事務局常任委員は会務及び会計処理にあたり、監事は、本会活動および会計の監査を行う。 |
| | 第9条 | 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。 |
| | 第10条 | 本会には顧問をおくことができる。顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。 |
| | 第11条 | 本会に専門委員会をおくことができる。この長及び委員は会長が委嘱する。 |
| 第5章 会 議 | 第12条 | 本会の会議は、総会、理事会、本部役員会、事務局常任委員会とする。会議の招集は、会長が行い、議長は会長が行う。 |
| | 第13条 | 総会及び理事会は、定期総会(及び理事会)と臨時総会(及び |

理事会) にわかれ、定期総会(および理事会) は年度初めに行い、臨時総会(および理事会) は会長が必要と認めたとき、または理事の半数以上の者から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

2 本部役員会は、会長、副会長、常任理事、事務局長で構成し、年度末及び年度初めのほか、会長が必要と認めたとき、及び本部役員会の半数以上の者から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

3 事務局常任委員会は、会長及び事務局常任委員で構成し、原則として月1回の他、会長が必要と認めたときに開催する。

第14条 次の事項は総会の議決を必要とする。

- ・事業報告および、会計決算の承認
- ・事業計画および、会計予算の決定
- ・役員を選出
- ・解散

第15条 理事は重要な議題の審議にあたり、当分の間、理事会をもって総会に代えることができる。

第16条 各会議は、その会議の構成員現数の過半数の出席を必要とする。

2 会議の議決は、出席者の過半数で決定し、賛否同数の時は議長が決定する。

3 会議の構成員は、委任状その他の代理権を証明する書面等を会長に提出して、他の構成員を代理者として、その議決権を行使することができる。この場合において、第1項の適用については、その会議に出席したものとみなす。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- ・会費「個人会員会費」は年額1口1,000円とし、口数に制限を設けない。会報の購読料郵送料を含む。

「団体会員会費」は関係団体に図り、別に定める。

- ・補助金、寄付金、事業収入など

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 附 則

第19条 本会則は、昭和44年5月17日に施行。

昭和61年5月29日、昭和62年5月29日、昭和63年6月13日、平成元年6月7日、平成2年6月13日、平成3年6月10日、平成9年10月31日、平成12年5月30日、平成16年5月28日、平成27年5月27日、令和3年5月31日一部変更。

第20条 本会則施行についての必要な細則は、理事会の議決を必要とする。

第21条 前橋市心身障害者育成会を、前橋市手をつなぐ育成会に改訂。
(平成18年5月23日より施行)